

令和7年度宮城県立角田支援学校高等部入学者募集要項

1 募集学年及び定員

普通科 1学年 16名 (修業年限3年)

2 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害がある者で、令和7年3月末日までに、中学校、特別支援学校(知的障害)中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で角田支援学校の通学区域(角田市・丸森町・大河原町・柴田町・村田町・白石市・蔵王町・七ヶ宿町)に住所を有する者。

「学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害」

- 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

＜留意事項＞ 中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、特別支援学校(知的障害)を志願する場合は、特別支援学級(知的障害)在籍が条件である。それ以外の場合、以下のいずれかの書類を出願書類に添付すること。

- (1) 知的障害を証明する書類(療育手帳の写し等)
- (2) 市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が知的障害があると判断したことを証明する書類(就学支援委員会資料の写し等)を添付した市町村教育委員会教育長の証明書

3 併願の不可

出願できる県立特別支援学校高等部は一つの学校に限るものとする。また、県立支援学校高等学園との併願は認めない。

なお、出願した知的障害の県立特別支援学校高等部に合格した場合は、公立高等学校への出願は認めない。

4 出願書類

- (1) 入学願書 (本校所定の用紙)
 - (2) 調査書No. 1 (本校所定の用紙)
 - (3) 調査書No. 2 (本校所定の用紙)
- ※添付書類については、2 出願資格＜留意事項＞を参照

5 出願書類の提出

- (1) 受付期間
令和6年12月12日(木)から令和6年12月26日(木)午後4時まで
- (2) 受付場所
宮城県立角田支援学校 事務室
- (3) 受付時間
土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後4時までとする。(郵送する場合であっても、受付最終日の午後4時までに必着のこと)
- (4) 方法
直接持参又は郵送すること。なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願

書在中」と朱書の上、受検票送付用封筒1通（長形3号、簡易書留速達郵便料金分（760円）の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの）を出願書類と併せて提出すること。

〈宛先〉 〒981-1503 角田市島田字御蔵林24-1 宮城県立角田支援学校長 宛 TEL：0224-63-2555

(5) その他

受理した書類（受検票送付用封筒、切手等を含む）は、出願の取消等があっても返還しない。

6 教育相談

- (1) 本校高等部を志願する者とその保護者並びに担任は、原則として事前に教育相談を受けること。
- (2) 教育相談は令和6年11月11日（月）から11月22日（金）までの期間で実施する。

7 入学者選考

- (1) 期日 令和7年1月16日（木）
※追検による選考を実施する場合 令和7年1月20日（月）
- (2) 場所 宮城県立角田支援学校
- (3) 選考方法 ①出願書類の審査
②諸検査（身辺処理、集団行動・運動能力、作業能力）
③面接（生徒、保護者）
④観察
- (4) 日程 9：00～ 9：15 受付
9：20～ 9：25 オリエンテーション
9：30～12：00 諸検査及び面接
- (5) 持ち物 ○受検票 ○運動着（上下） ○上靴
- (6) 服装 制服、又はそれに準ずる服装

8 合格発表

- (1) 第一次募集・追検合格発表日：令和7年1月23日（木） 午後3時
本校玄関前 合格の発表は受検番号によって行う。
- (2) 合格発表後、合格通知書等を出身学校長又は代理人が直接受領するものとする。印鑑を持参の上、事務室で受領すること。なお、結果に係る通知書の郵送を希望する出身学校長は、願書提出の際に、結果通知用封筒1通（角形2号、簡易書留速達郵便料金分790円）の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したものを宮城県立角田支援学校長宛に送付すること。

9 追検による選考の実施

- (1) 第一次募集選考日当日に実施する諸検査等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を令和7年1月20日（月）に実施する。
- (2) 追検による選考は、第一次選考日当日に諸検査等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。
イ インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者
ロ その他やむを得ない事由のある者

- (3) 第一次募集選考日当日において、諸検査等のうち一つでも受検した場合には、本校校長が追検による選考についてその実施の可否、内容等について判断することとする。
- (4) 追検による選考における諸検査等は、第一次募集選考に準じて実施する。
- (5) 実施上の手続きは以下のとおりとする。
 - イ やむを得ない事由により諸検査等を受検できなくなった受検生は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡する。
 - ロ 当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後4時まで、本校校長等へ電話等で連絡する。
 - ハ 当該出身学校長は、令和7年1月17日（金）午後5時まで、追検による選考申請書（様式第7号-1を角田支援学校ホームページよりダウンロード）に証明書類等を添付し、角田支援学校事務室へ持参又は郵送する。郵送の場合は、返信用封筒1通（長形3号、簡易書留速達郵便料金分（760円）の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの）を併せて提出する。
 - ニ 追検による選考の手続きをとった当該出身学校長は、申請書類の審査を受けた上、本校校長より追検による選考受検許可証（様式第7号-2）を受け取る。
 - ホ 追検による選考を認められた出願者は追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証（様式7号-2）の写しを受付で提示し、受検する。
 - ヘ 追検による選考に関する書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まず本校に電話連絡等をし、その後、速やかに持参又は郵送することとする。

10 口頭請求による学力検査得点の簡易開示

本校の入学者選考は教科別の学力検査を実施しないので、簡易開示の対象とはならない。

11 諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い

- (1) 出身学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者が出願する場合、諸検査等について、事前に本校校長等と電話等で連絡・調整の上、出願期間前のできるだけ早い時期に、本校校長等に受検上の配慮申請書（様式第8号-1を角田支援学校ホームページよりダウンロード）により申請する。その際、返信用封筒1通（長形3号、簡易書留速達郵便料金分（760円）の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの）を併せて提出する。
- (2) 受検上の配慮申請書を受検後、本校校長等と教育委員会と事前に協議の上、配慮することが妥当と認めた場合、配慮の内容を当該出身学校長に受検上の配慮通知（様式第8号-2）により通知する。

12 県外からの出願

令和7年度宮城県立特別支援学校高等部（知的障害）入学者選考要項に定めるところによる。出願期間前に問い合わせをすること。出願期間は令和6年11月12日（火）から令和6年12月6日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

13 第二次募集

- (1) 合格者数が募集定員に満たない場合に第二次募集を行う。
- (2) 第二次募集を実施する場合、詳細を本校ホームページに提示する。出願する中学校等は期日までに必要書類を提出すること。